

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」創生プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県都留市

3 地域再生計画の区域

山梨県都留市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、2000年の35,513人をピークに減少しており、31,162人（2020年国勢調査）まで落ち込んでいる。本市の人口ビジョンによると、2065年には本市の人口が21,722人になる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口は1960年の9,530人をピークに減少し、2065年には2,397人と見込まれる一方、老年人口は1960年の2,030人からピークと見込まれる2040年には10,581人と増加の一途をたどり、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口も1995年の24,121人をピークに減少傾向にあり、2065年には10,778人と見込まれる。

本市の自然動態をみると、出生数は1993年の395人をピークに減少し、2020年には183人となっている。その一方で、死亡数は2020年には355人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲172人（自然減）となっている。

社会動態をみると、本市は1,990年台に若干の増加の傾向はあったもののその期間を除くと一貫して転出超過（社会減）が継続している。2010年頃からは社会減も落ち着きつつあったが、2015年頃からは転入転出ともに増加し、2019年にはピークを迎え、転入2,285人、転出2,498人の▲213人の社会減となった。

このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）

等が原因と考えられる。

さらに、本市の高齢化率は令和2（2020）年時点で29.5%となっており、国の28.6%より若干高くなっている。大学生が市内に居住することには、高齢化を抑制する一定の効果が認められるものの、卒業後は、都市部に流出してしまう傾向があり、大学の入学者数の増加と併せて、地域への定着率を向上させる必要があると言える。

現に、本市の人口は2019年の都留市人口ビジョン〔第2版〕の推計と比較しても急激に減少しており、また、自然増（出生数増）への短期間での転換は非常に困難であることから、大学の学生数の増加や雇用創出による社会増が今後大きく好転しない限り、本市の人口減少・少子高齢化はさらに進展していくと考えられる。

これらの課題に対応するため、次の事項を基本目標に掲げ、人口減少に歯止めをかける。

- ・基本目標1 産業支援による地域活性化
- ・基本目標2 「教育首都つる」の実現
- ・基本目標3 子育ての喜びが実感できるまちづくり
- ・基本目標4 安心して暮らせる安全のまちづくり

【数値目標】

5-2の① に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	企業誘致件数（生涯活躍のまち・ つる事業以外も含む）（件）	-	2	基本目標 1
	都留市企業立地支援条例適用件数 （件）	1	4	
	企業誘致による新規雇用者（人）	-	33	
	道の駅つる生産者組合登録総件数 （人）	185	195	
	道の駅つる売上高（億円※税込）	2.2	2.3	
	観光客（観光関連施設）入込数（万 人）	111	121	
	観光協会の参加事業者数（件）	112	124	
	新規創業者認定数（件）	9	10	
	移住イベント等を通じて獲得した 移住者数（人）	137	170	
	温室効果ガス排出量（t-CO2）	186,500	192,328	
	庁舎使用電力への小水力電力の充 当率（%）	28.6	42.8	
	住宅用太陽光発電設備の認定出力 （kw）	2,967.3	3,085.9	
	生涯活躍のまちの取組を通じて誘 致した企業数（社）	6	7	

イ	シリウスカレッジ修了者数 (人)	-	54	基本目標 2
	地域に関心を持つ子どもの割合 (%)	-	6	
	学生と地域の連携人数 (人)	50	63	
	将来の夢や希望の実現に向け努力している児童・生徒の割合 (%)	75.4	76.0	
	国語の学習が楽しいと感じる児童・生徒の割合 (%)	54.9	58.7	
	算数・数学の学習が楽しいと感じる児童・生徒の割合 (%)	57.8	58	
	授業の中でPC・タブレットなどのICT機器を週3回以上使用した児童生徒数 (%)	44.5	68.1	
	のびのび興譲館、シリウスカレッジ、はつらつ鶴寿大学修了者数 (人)	180	474	
	暮らしに役立つみんなの広場実施回数 (回)	10	14	
ウ	合計特殊出生率	1.08	1.29	基本目標 3
	ファミリー・サポートセンター利用者数 (人)	200	220	
	マタニティタクシー助成件数 (件)	3	7	
	待機児童数 (人)	0	0	
	放課後児童クラブ (学童保育) 実利用率 (%)	95	95	
	妊産婦乳幼児健診タクシー助成件数 (%)	0	6	
	乳幼児健診の受診率 (%)	95.9	96.6	

エ	65歳以上の市民の介護認定率 (%)	16.4	16.4	基本目標4
	健康ポイント事業参加者の基本チ ェックリスト該当数 (%)	-	46	
	いーばしょ参加者の基本チェッ クリストのフレイル項目に該当する 数 (点)	-	0	
	メタボリックシンドローム該当者 及び予備群者の割合 (%)	26.2	22.0	
	各種がん検診平均受診率 (%)	28.8	39.0	
	健康づくりを始めた人数 (人)	5,520	6,186	
	地域包括ケア病状在宅復帰 (%)	-	53	
	セーフコミュニティの認知 (%)	26.2	35.4	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」創生事業

ア 産業支援による地域活性化事業

イ 「教育首都つる」の実現事業

ウ 子育ての喜びが実感できるまちづくり事業

エ 安心して暮らせる安全のまちづくり事業

② 事業の内容

ア 産業支援による地域活性化事業

(1) 企業誘致による「ひと」集う、賑わいの「まち」の実現

地域経済の循環促進と持続化、また喫緊の課題となっている人口減少の解決に向け、企業立地支援と企業誘致により、若者が住み続け、人が移り住む、「ひと」集うまちを実現する。

また、地場産業や地元商店との連携体制の強化を図るとともに、生涯活躍のまち・つる事業を起因とする起業により、地域経済の底上げを図り、「まち」の賑わいを創出する。

【主要な取組】

- ・企業誘致に向けた各種優遇制度の創設、基盤整備及びプロモーション
 - ・商工業振興のための各種補助、融資事業、起業支援及び産業活性化に向けた各種イベントの実施
- 等

(2) 「ひと」が集い、誇れる「まち」の実現

第一次産業を中心とし、特色ある農業をけん引できるような大規模生産者や農業法人等を育成、支援し、新たな担い手として、新規就農者が将来的に自立できる体制を整える。

また、本市の持つ由緒正しい歴史文化や、湧水をはじめとした豊かな自然資源等、地域資源をさらに強みとして磨き上げ、積極的な情報発信やイベント開催等により地域ブランドを向上させるとともに、その強みを点から線へ、線から面へ、そして時間を越えて結びつけることにより、市内外から多くの「ひと」が集い、また、この地に住む「ひと」が誇りに思う「まち」の実現を目指す。

【主要な取組】

- ・地産地消・6次産業化の支援、農産品のブランド化支援
 - ・「つる観光」の確立、観光情報発信の強化
 - ・定住のための各種支援事業や複合型居住プロジェクト事業の推進
- 等

(3) 次世代の「ひと」につなぐ、持続可能な「まち」の実現

産業の振興を図る中で、次世代まで住み続けられる「まち」を目指し、地球温暖化、気候変動対策として、「2050年までに温室効果ガスの排

出を実質ゼロにする」ゼロカーボンシティの実現に向け、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーを普及させ、住み続けられる持続可能な「まち」を実現する。

【主要な取組】

- ・小水力発電所の運営と活用
- ・再生可能エネルギー、省エネルギーの啓発
- ・自立型再生可能エネルギー機器導入支援
- ・再生可能エネルギーの適正導入 等

イ 「教育首都つる」の実現事業

(1) 学びあふれる「まち」の実現

生涯を通して学び、充実した生活を送ることのできるように、生涯学習拠点にとどまらず、高等教育機関、県の教育関係機関、事業者、市民団体等、本市に拠点を置く様々な主体との連携を強化し、誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができる学びあふれる「まち」を実現し、この地に住むことに誇りの持てるまちの実現を目指す。

【主要な取組】

- ・学ぶための機会の充実
- ・生涯学習施設や提供プログラムの充実 等

(2) 学びたい「ひと」の創生

地域の「知の拠点」として立地する都留文科大学、健康科学大学看護学部及び産業技術短期大学の3つの高等教育機関と連携し、それぞれの知的資源と人的資源を活用した学習プログラムを提供し、生涯を通じての学び、質の高い学習内容を求める市民のニーズに応える。

【主要な取組】

- ・市民大学「シリウスカレッジ」の充実や「探究型学習」等特色あるプログラムの展開
- ・キャンパス整備への支援
- ・大学と地域共同開催事業の推進や「大学コンソーシアムつる」との連

(3) 学ばせたい「まち」の実現

これからの未来をひらく心豊かな人材育成のため、学力と共に「生きる力」が身につく施策を展開する。

地域と大学をはじめとした高等教育機関、高校、義務教育校が有機的に連携し、本市ならではの多様な学習機会を提供するとともに、子どもたちの夢や希望をかなえるため、自己実現を支援する環境づくりを進める。また、幼稚園・保育園から大学院まで立地する本市を、子育て世代が子どもを学ばせたい「まち」の実現を目指す。

【主要な取組】

- ・ 学習環境の整備、充実
- ・ 学力向上に向けた施策の展開
- ・ 特色ある学校教育の支援・充実 等

ウ 子育ての喜びが実感できるまちづくり事業

(1) 子育てを楽しむ「ひと」の創生

人口減少を克服するには自然増、いわゆる出生率の向上が不可欠である。本市においては産科分娩が再開され、子どもを産み育てるための環境が整ったが、その一方で、ここ数年の合計特殊出生率は全国平均や山梨県平均を大きく下回る結果となっており、出生率向上に向けた取組の実施が喫緊の課題となっている。

本市では、これまでも様々な子育て支援策を講じ、一定の評価を得てきたが、これらの施策を一層充実させ、出産から子育てにわたる切れ目ない支援を行い、子育てを楽しめる環境を整備する。

【主要な取組】

- ・ 不妊、不育症治療への支援、マタニティー支援及び産後のケア
- ・ 子育てにかかる支援手当 等

(2) 住み続けたいと、選ばれる「まち」の実現

移住を検討している子育て世代が「子育てのしやすさ」を重点項目の一つと考えられることから、子育て世代に合わせた効果的な情報を積極的に発信するとともに、受け入れ体制を整備・強化し、移住促進を図る。

また、子育てに必要な支援策や環境を充実させ、住み続けたい、価値のあるまちの実現を目指す。

【主要な取組】

- ・ 都内移住相談センターの活用や定住のための各種支援事業実施
- ・ 待機児童ゼロの継続、保育料負担の軽減及び各種保育サービスの充実
- ・ 放課後児童クラブ（学童保育）の充実 等

(3) 地域で育てる「まち」の創生

子どもたちの健やかな成長と、子育て世帯の生活が充実したものになるよう、人と人、人と地域がつながり、社会全体で子どもを育てる環境を整備するための支援を展開する。

【主要な取組】

- ・ 総合相談窓口による一体的な支援
- ・ 子育てサークルやネットワーク構築のための支援
- ・ 給食費の無償化 等

エ 安心して暮らせる安全のまちづくり事業

(1) 健康できらめく「ひと」の創生

ライフステージに合わせ、一人ひとりが健康できらめくような生活の送れる環境を整備し、健康寿命を延ばすとともに、年齢に伴って変化する生活段階の要求に対し、人生の終期まで自立した生活を送れる居住環境と継続的なケアを提供し、安心して暮らせるまちの実現を目指す。

【主要な取組】

- ・ 都留市いーばしょづくり事業の充実等介護予防事業の推進
- ・ 地域包括ケアの推進及び高齢者福祉サービスの充実
- ・ 健康についての相談事業、各種健康診査等の実施及び健康づくり教室等の開催 等

(2) 安全で安心な「まち」の実現

地域で活動する各主体が力を合わせて安全・安心なまちを実現するため、国際認証を取得した「セーフコミュニティ」の取組をさらに推進するとともに、社会的に不利な状況（立場）にある方々を含め、地域に暮らすすべての方が、地域の中で自立した生活を送ることのできるように助け合うための環境の整備や、安心して暮らせるための医療体制の充実を進めていく。

【主要な取組】

- ・セーフコミュニティ対策委員会の運営及び各地域活動団体との連携
- ・医療情報の積極的な提供及び救急医療体制の整備と充実
- ・市内医療介護機関等における看護師の確保 等

(3) 心豊かに暮らせる「まち」の創生

子どもから高齢者までのあらゆる世代が助け合い、活躍できるコミュニティの創出のため、生涯活躍のまち・つる事業において展開される各種事業・イベント等により、生きがいを持って、いつまでも心豊かに暮らせるまちの実現を目指す。

【主要な取組】

- ・複合型居住プロジェクト事業の推進
- ・各種ソフト事業の実施 等

※ なお、詳細は第6次都留市長期総合計画後期基本計画【2023～2026】のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

200,000千円（2023年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針

を決定する。検証後速やかに本市公式 WEB サイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで